


環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中  
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成24年11月30日

## 温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名				
森の町内会(間伐サポーター企業群と岩手県岩泉町・葛巻町の連携による間伐促進プロジェクト)				
【依頼者】プロジェクト代表事業者				
事業者名(フリガナ)	環境NPOオフィス町内会 (カンキョウNPOオフィスチョウナイカイ)			
住所	東京都港区芝浦3-20-10 岩本ビル4F			
代表者氏名	半谷 栄寿	代表者役職		代表
担当者氏名	丸山 直美	担当者 所属部署・役職		
担当者 E-mail	info@o-cho.org	担当者電話番号	03-3456-0408	
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者				
プロジェクト事業者名	岩泉町(イワイズミチョウ) 葛巻町森林組合(クズマキマチシンリンクミアイ)			
プロジェクト参加者名	葛巻町(クズマキマチ) 岩泉町森林組合(イワイズミチョウシンリンクミアイ) 株式会社エコノス(カブシキカイシャエコノス)			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者				
事業者名(フリガナ)	株式会社エコノス(カブシキカイシャエコノス)			
妥当性確認・検証機関				
妥当性確認機関名	気候変動対策認証センター			
検証機関名	一般財団法人日本品質保証機構			

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 (4 ケタ)	0016
プロジェクト登録日	2009 年 12 月 3 日
プロジェクト概要 <sup>1</sup>	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p><b>【プロジェクトの目的・内容】</b></p> <p>「森の町内会」は「間伐に寄与した紙」の使用を通じて「複数企業の環境貢献活動」と「地域における森林整備」を結びつける新しい仕組みである。企業が従来の紙代より 10%程度割高となる「間伐に寄与した紙」を購入・使用することで、間伐費用の不足分の一部を負担し、間伐を促進する。本プロジェクトは、「森の町内会」活動を通じて、間伐サポーター企業群との連携により、更なる森林整備を進め「森を元気にする」とともに、温室効果ガスの吸収量の増大を図ることを目的としている。</p> <p>本プロジェクトの対象地は、岩手県岩泉町・葛巻町の両町において、「森の町内会」活動によって間伐を実施し、製紙原料として間伐材を有効活用する森林である。岩泉町では、同町有林の風吹平事業区の一部と関の沢事業区の一部の森林 27.45ha において、間伐率 30～40%程度の間伐を計画している。葛巻町では、葛巻地区と江刈地区の森林 42.05ha において、間伐率 30%程度の間伐を計画している。</p> <p><b>【適格性基準との整合性】</b></p> <p><b>条件1</b></p> <p>(岩泉町) 当該プロジェクト実施地は、森林法第五条に定める岩手県久慈・閉伊川地域森林計画区の民有林である。</p> <p>(葛巻町) 当該プロジェクト実施地は、森林法第五条に定める岩手県馬淵川上流森林計画区の民有林である。</p> <p><b>条件2</b></p> <p>(岩泉町) クレジット発行対象期間内(2008 年 4 月 1 日から 2013 年 3 月 31 日)に当該プロジェクト実施地の森林施業計画において転用および主伐は計画されていない。また、当該プロジェクト実施地において一部 2008 年 4 月から間伐を実施済みであり、他は 2009 年度以降に順次実施を計画しており、いずれも 2007 年 4 月 1 日以降に森林施業計画に基づき間伐するものである。</p> <p>岩泉町の主な樹種であるアカマツの主伐期については、中径材(平均径 30cm 程度)生産を目指し、概ね 60 年を目途に施業を行っている。間伐については、劣勢木を中心に樹冠のうっ閉状況など現地の状態を見ながら概ね 30%程度の間伐を行っている。当該プロジェクト実施地においては、間伐材の搬出及び利用のため作業道の開設も実施しており間伐率は 30～40%を計画している。</p> <p><b>森林経営計画認定番号: H24-1</b></p> <p>(葛巻町) クレジット発行対象期間内(2008 年 4 月 1 日から 2013 年 3 月 31 日)に当該プロジェクト実施地の森林施業計画において転用および主伐は計画されていない。また、当該プロジェクト実施地において一部 2008 年 12 月から 2009 年 2 月に間伐を実施済みであり、他は 2009 年度以降に順次実施を計画しており、いずれも 2007 年 4 月 1 日以降に森林施業計画に基づき間伐するものである。</p> <p>葛巻町の主な樹種であるカラムツ(資源循環資源林)の主伐期は、中径材生産を目指し、概ね 35 年を目処に行っており、アカマツ(資源循環資源林)の主伐期は、同じく中径材生産を目指し、概ね 40 年を目処に行っている。間伐については、いずれも劣勢木を中心に樹冠のうっ閉状況等現地の状態をみながら概ね 30%の間伐を行っている。</p> <p><b>森林施業計画認定番号: H19-2034-20(変 3-23)、H19-2034-38(変 2-23)</b></p>

<sup>1</sup> プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関する内容を3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

**条件3**

(岩泉町) 当該プロジェクト実施地は、岩泉町により森林施業計画の認定を受けた森林であり、更にFSC森林認証を取得した森林である。また、当該プロジェクト対象地の関の沢事業区については、水源涵養保安林に指定されている。

森林経営計画認定番号:H24-1、FSC森林認証番号:SA-FM/COC-001289

(葛巻町) 当該プロジェクト実施地は、葛巻町によって森林施業計画の認定を受けている。また、プロジェクト実施地は、保安林の適用はない。

森林施業計画認定番号:H19-2034-20(変 3-23)、H19-2034-38(変 2-23)

**【法令遵守状況】**

1	森林・林業基本法	該当する
2	森林法	該当する
3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)	該当しない
4	種の保存法	該当しない
5	鳥獣保護法	該当しない
6	騒音規制法	該当しない
7	景観法	該当しない
8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	該当しない
9	環境影響評価法	該当しない

(岩泉町)(葛巻町)

・森林法

当該プロジェクト実施地は、森林法に基づき森林施業計画を立案し、その森林施業計画に基づいて施業された森林である。

**【採用技術】** プロジェクトで使用する設備・機器等

面積測量 岩泉町・葛巻町: コンパス  
 胸高直径の測定 岩泉町・葛巻町: 林尺  
 樹高の測定 岩泉町: 超音波測定器(バーテックスⅢ・トランスポーター、ハプロフ社(スウェーデン))  
 葛巻町: 超音波測定器(バーテックスⅣ・トランスポーター、ハプロフ社(スウェーデン))

**【モニタリング方法】**

モニタリングパラメータ	モニタリングパターン	選択の理由
活動量	<input checked="" type="checkbox"/> 実測	理由(間伐補助金に対応するために実測する正確性の高い値を使用可能であるため)
拡大係数	<input checked="" type="checkbox"/> 公表資料、学術論文等	理由(政府が国家インベントリに使用する精度の高いデータを利用可能であるため)
収穫予想表	<input checked="" type="checkbox"/> 文献・資料(行政機関の資料・学術論文等)	岩手県作成の『岩手県民有林適用現実林分収穫表等作成業務報告書』(平成8年2月)の「林分蓄積表」を使用

**【GHG算定式の方法論への準拠性】** 全て準拠する。

**【QA/QC体制】**

(環境NPOオフィス町内会)

1. 森林管理方法 プロジェクト対象地の林況について、サイト管理者(岩泉町・葛巻町森林組合)から提出される書類及び現地訪問等により確認する

2. 品質保証 環境NPOオフィス町内会は、管理責任者として、以下の役割を担う。  
 ○プロジェクトの統括を行い、プロジェクトが基準に適合するために必要な処置を講じること。  
 ○プロジェクト管理に必要なマニュアル類を作成すること。  
 ○サイト管理者が、基準に適合していることを確認し、必要な指示を与えること。

3. 品質管理

(1)教育・訓練 : サイト管理者が、適切な教育・訓練を実施していることを書類及び現

地訪問等により確認する。

(2)情報の保管 : オリジナルデータ(原本)とバックアップデータの損失に備えてオフィス町内会及び各サイトにおいて原本のコピーとバックアップデータを相互に保管する。

(3)データの確認 : 各サイトから提出されるモニタリング報告書等により、不適合事項を発見した場合は、原因の特定及び改善処置について当該サイト管理者に指示する。不適合事項について、プロジェクト内の他のサイトについても予防措置を講じる。

(4)測定機器の維持・管理 : サイト管理者が、適切な測定機器の維持・管理を実施していることを書類及び現地訪問等により確認する。

(5)内部監査 : 内部監査員を設けて内部監査を実施する。対象部門及び監査項目は以下のとおり。内部監査の実施時には「内部監査の記録」を作成・保管する。

(対象部門) 岩泉町、葛巻町森林組合、環境NPOオフィス町内会

(監査項目) 担当者に対する教育・訓練の実施、データ・記録の保管・管理、データの確認、測定機器の維持・校正管理

(各サイト:岩泉町・葛巻町森林組合)

1. 森林管理方法 プロジェクト対象地の林況を把握し、特記すべき事項については記録として保存するとともに、環境NPOオフィス町内会に報告する。なお、災害等で森林の持続性が失われたことを確認した場合は速やかに環境NPOオフィス町内会に報告する。

2. 品質保証 各サイトの管理者は、以下の役割を担う。

○各サイトの管理を行うこと。

○各サイトの職員が基準に適合するよう必要な情報伝達、教育、訓練等を随時行うこと。

3. 品質管理

(1)教育・訓練 : サイト管理者は、担当者に対して、以下の教育・訓練を実施する。教育・訓練の実施時には、「教育の記録」を作成し、環境NPOオフィス町内会に報告する。

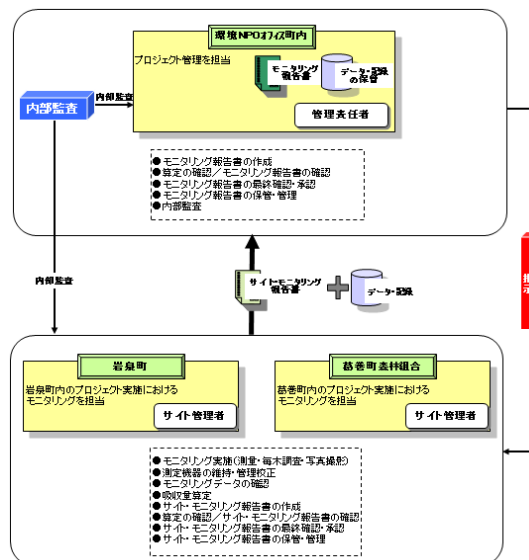
(教育・訓練の内容)モニタリングの目的、本プロジェクトのモニタリング体制、モニタリング手順、測定機器の操作方法・維持管理方法

(2)情報の保管 : オリジナルデータ(原本)とバックアップデータの損失に備えて、環境NPOオフィス町内会及び各サイトにおいて原本のコピーとバックアップデータを相互に保管する。

(3)データの確認 : 吸収量の算定に先立ち、使用データの確認、係数等の妥当性、異常値等がないか、データ入力内容のチェックを行う。入力データに不適合事項を発見した場合は、原因の特定及び改善処置を行う。不適合事項について、サイト内の他の調査プロットについても予防措置を講じる。

(4)測定機器の維持・管理 : サイト管理者は、測定機器の維持・管理を実施する。測定機器の点検実施時には、「測定機器の点検記録」を作成し、環境NPOオフィス町内会に報告する。

【モニタリング体制】



(その他特筆すべき事項)

モニタリング結果概要 <sup>2</sup>		<input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。  (その他特筆すべき事項)					
適用モニタリング方法 ガイドライン		オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (間伐促進型プロジェクト用) ver.1.3					
適用方法論		方法論番号	JRAM 001				
		方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)				
<b>モニタリング結果</b>							
モニタリング期間		2009年4月1日 ~ 2012年9月30日 (一部、前回のクレジット発行対象林小班については、2010年4月1日 ~ 2012年9月30日)					
<方法論R001・R002・R003のみ> モニタリング対象面積		64.45ha					
排出削減・ 吸収量	年度 t-CO2	2008	2009	2010	2011	2012	合計
			31.75	400.70	395.18	240.78	1068.42
認証依頼削減・吸収量		1068 t-CO2 <sup>3</sup>					

<sup>2</sup> モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

<sup>3</sup> 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名： <u>環境NPOオフィス町内会</u></p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p><b>【① 似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を含む)に申請しています</p> <p style="padding-left: 40px;">類似制度名： _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="padding-left: 40px;">理由： _____</p> <p><b>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

**【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】**

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: \_\_\_\_\_

出版物（環境報告書/定期刊行物）

その他 具体的に: \_\_\_\_\_

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

**【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】**

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: \_\_\_\_\_

その他

具体的に: \_\_\_\_\_

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他社に譲渡していないもの）は除きます。

ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以 上